

江戸川区が2020年に児童相談所開設

改正児童福祉法に則り、江戸川区は児童相談所を設置します。近年、児童相談所の対応の遅れが、虐待死のような悲惨な事件につながることも少なくありません。区内でも深刻な事件があったことは記憶に新しいことです。

一方で起きている冤罪問題は、脳神経外科医だから取り上げるものであり、その現実を避けて通ることはできません。この寄稿をお願いした藤原一枝先生は、柔道が中学校体育で必修になったときに、脳震盪や急性硬膜下血腫による後遺症の問題に焦点をあて、指導のあり方などに関して専門医として行政へ働きかけをされてきた方です。さまざまな現状をとらえながら、今後の児童相談所のあり方について検討していきたいと考えます。

寄稿文 児童相談所の抱える問題の二つ

藤原 一枝
(脳神経外科医)

迅速な対応、的確な対応

悲惨な虐待死の報道に加え、児童相談所対応例の増加を聞くと、悲哀感と「どうにかしてほしい」という焦燥感に取り付かれます。そんなときに頼りにする役所は児童相談所です。現在は東京都保健福祉局の江東児童相談所が、墨田・江東・江戸川区を管轄していますが、平成28年から23区にも設立が認められたので、江戸川区は名乗りをあげ、平成32年度に区役所近くに児童相談所(児相)と一時保護所を開設(建築費17億2千万円)します。

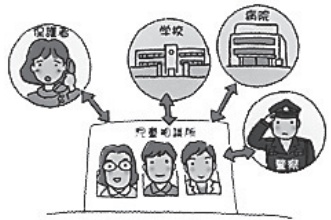
虐待の通告窓口は警察や児相のほかに、江戸川区子ども家庭部にもありましたが、より専門的な支援が必要で対応が難しいケースを江東児童相談所が担うという二層構造でしたから、迅速化は期待できます。

「的確な対応」となると、これは課題山積です。

区内で起きた見せしめの逮捕

医師である私が平成26年から傍聴に通った児童虐待の刑事事件は、生後2カ月の乳児が暴力的に激しく脳を揺さぶられて脳障害を残すSSBS(乳幼児揺さぶられ症候群)になったと起訴されたものでした。

事件の現場は江戸川区内にある衣料スーパーで、平成25年8月のこと。日本に係累もない、未婚の母親を妊娠中



からずつと面倒を見てきた知人の大家族11人と母子(全員東南アジア系)がスーパーで買い物中の出来事でした。店内で乳児に痙攣が起り、緊急入院します。5ヶ月後に、同行のファミリーの一人が「最後にこの乳児を抱いていた」という理由で逮捕されます。「児童虐待逮捕」は見せしめのように実名入りでマスコミ報道され、自白もないのに、1審2審とも傷害罪で、懲役3年執行猶予5年の有罪判決でした。

しかし、「いつ、何が起きたか」を私が医学的に検討し直すと、犯人とされた人は冤罪でした。「医学的な鑑定(証拠)」と「児相の調査能力」が相まって黒白がつかないのですが、そのいずれにも誤謬や欠落事項がありました。私が、児相の弱点と、にもかかわらず持つている強大な権限に気付くきっかけとなりました。

児相の危うい立ち位置

病院は、「虐待による可能性がある」と判断するとまず居住地管轄の児相に通告します。48時間以内に児相は調査に現れ、「児の生命に危険の可能性がある」と判断すると、病院に「一時保護」を委託します。親子は分離され、児は自由に自宅には戻れず、

養育者には面会制限が付きまします。

一時保護期間(原則2ヶ月)中に、児相は調査・分析を深めて、児の処遇を決めます。虐待と認定すると、施設入所措置となり、児童福祉施設入所、面会回数や退所もすべて児相の決定です。

実は、一般の方はさらさらご存じなく、医療関係者や警察や検察さえもご存じない慣例が横行しています。判断ミスをして悲惨な結果が出れば、行政に批判の声が集中するのは確かなので、児相は、「冤罪を辞さない」態度です。つまり、「児相は『児童の安全優先』を第一優先に掲げているので、外傷の原因が事故なのか虐待なのか判別しがたいグレーなケースはすべてクロと扱う」わけです。

不服があれば、家庭裁判所や設置行政の長(東京都では都知事)に2ヶ月以内であれば不服申し立てができ、家庭裁判所がその審判を担うとはいえず、経費と半年程度の時間がかかります。精通した弁護士が極めて少ないことやいわゆる証拠固めの困難さゆえに、冤罪でありながら泣き寝入りしているケースが多い現状です。しかし、今後、行政訴訟は増えていくでしょう。

児童虐待の原因の多くが、格差社会や貧困をベースにしているのだから、対策こそが優先されるべきなのに後手に廻して、危機管理・リスク管理として、児相の権限を強化していく方向には疑義を挟みます。児相の可視化、不服申請への真摯な対応を願います。



藤原 一枝

1974年に東京都立墨東病院で小児脳神経外科医となり、99年より非常勤。同年藤原QOL研究所を設立し、地域の高次脳機能障害者の相談支援及びスポーツ脳振盪予防に関わる。『雪のかえりみち』『まほうの夏』(以上、岩崎書店)『ちょうかいちょうのキョウコちゃん』(偕成社)など絵本作品をはじめ著書多数。

民意が反映できる国民投票制度に



もとにし 本西 みつえ
江戸川区議会議員

現政権が憲法を改正しようとしていることは周知の事実です。

もしも本日に改憲発議がされたら「憲法改正をするのかしないのか」は、最終的には「国民投票」で決めることとなります。

先日、法学者、政治学者である南部義典さんから憲法改正国民投票までの流れと、国民投票法が残す課題を伺いました。

必須の課題は3つです。1つ目は、18歳以上が国民投票の有権者となりますが、投票に絡んで犯罪行為があった場合には、成人を20歳以上とする少年法が適用されることになり、法的扱いに一貫性があり

ません。2つ目は、政治参加の権利(参政権)であるにもかかわらず、公職選挙法は、期日前投票所の増設や開閉時間の弾力化等の改正がされましたが、国民投票法はそのままで。3つ目は、広報放送など広報広告の実施概要が決まっていないことです。

その他、このままでは国民投票の公正さを保つという指摘もありました。たとえば、最長180日間に及ぶ国民投票運動期間に、賛成、反対の立場から、個人、団体は上限なく資金を使え、その収支報告も必要ありません。これでは資金力がある方がだんぜん有利となります。

また、投票率が低ければ、過半数の賛成とすることも、全有権者からみればわずかな数での改憲が実現することになります。どうしたらみんなの意志を反映させることができるのか、まだまだ国民投票制度は改善が必要です。

パラリンピックと福祉のまちづくり



いとう 伊藤 ひとみ
江戸川区議会議員

2020年東京オリンピックの後にパラリンピックが東京で開催されます。オリンピックが先に行われる理由は、選手村や会場、施設をまずオリンピックで使ってみて、不都合がないかを確認する意味があるからです。パラリンピックの由来は、paraplegia(下半身不随)とOlympicからの造語ですが、1985年以降は半身不随以外の身体障害者も参加することからparallel(平行)とOlympicの「も」のオロンピックと解釈されています。

江戸川区は、オリンピック参加国と

の相互交流を図る「ホストタウン」構想でオランダ王国のホストタウンになりました。パラスポーツを通じての相互交流を企画しています。オランダのパラリンピアンが区内の施設で練習したり、区内の催しへの参加も予定されています。公園の花壇にチューリップがたくさん咲いていたのも企画の一つです。また、車いすの使用を考慮した道路やトイレ、チケット売り場のカウンターの高さなど、バリアフリー化がすすめられます。

一方で、ハードな部分だけでなく、コミュニケーションにおけるバリアフリーも当然求められます。オリンピック・パラリンピックをきっかけに、福祉政策の充実につなげていくことで、障害者の人たちに寄り添うまちに近づけるのではないかと考えています。

生活者ネットワークは
東京の 40年の実績
市民が選べる 東京・未来
地域政党です

最も身近な自治体議会に議員を送り、地域から生活の課題を解決していきます。現在34の自治体にそれぞれ生活者ネットワークがあり、区議17人、市議31人、都議1人を擁しています。食品安全、医療、水問題など、東京全体の課題には「東京生活者ネットワーク」として取り組んでいます。

江戸川・生活者ネットワークのルール

◆議員は交代制

議員を職業とせず、参加の層を広げるため、2期8年で交代します。議員経験者はそのキャリアを地域の市民活動に活かします。東京全体で交代した議員が206人、江戸川では5人。現職を合わせると254人の女性議員を誕生させています。

◆議員報酬は市民の活動資金に

生活者ネットワークの議席は市民のためのもの。議員は、報酬から経費を引いた額を生活者ネットに寄付し、市民の活動資金にしています。お金の流れはすべて公開しています。

◆選挙はカンパとボランティアで

選挙では、候補者が費用負担することではなく、カンパとボランティアで行なっています。